

佐賀県告示第 456 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 10 月 16 日から平成 27 年 11 月 16 日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 10 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 204 号	唐津市鎮西町名護屋字フロヲ口 3170 番 1 地先から 唐津市鎮西町名護屋字フロヲ口 3132 番 1 地先まで	平成 27 . 10 . 16
一般国道 204 号	唐津市肥前町田野字大道端丙 66 番 3 地先 から 唐津市肥前町新木場字比恵田丙 1965 番 1 地先まで	〃
一般国道 204 号	唐津市肥前町万賀里川字綿打 141 番 4 地 先から 唐津市肥前町万賀里川字下長谷 373 番 16 地先まで	〃
県道 半田鬼塚線	唐津市原字笹原 1389 番 4 地先から 唐津市養母田鬼塚 1371 番 3 地先まで	〃
県道 切木唐津線	唐津市大良字盲目川 72 番 3 地先から 唐津市佐志字橋掛田 1961 番 9 地先まで	〃